

岡山市シェアサイクル「ももちゃり」事業者募集要項の公示

岡山市コミュニティサイクル事業実施条例（平成 24 年市条例第 101 号）第 8 条の規定により、次のとおり公示します。

令和 7 年 5 月 30 日

岡山市長 大森 雅夫

1 目的

岡山市シェアサイクル「ももちゃり」事業を実施するにあたり、岡山市コミュニティサイクル事業実施条例に基づき、事業提案による公募を実施し、事業者を特定するものです。

2 事業の概要

- (1) 件名 岡山市シェアサイクル「ももちゃり」事業
- (2) 事業内容 別添「岡山市シェアサイクル「ももちゃり」事業仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。
- (3) 協定期間 協定締結日から令和 13 年 3 月 31 日までとする。なお、本市と事業者が協議を行い、双方合意の上で最大 5 年間（令和 18 年 3 月 31 日まで）協定期間を延長することができるものとする。

(4) 岡山市が負担する事業負担金（5 年間分）

ア 次に掲げる額（消費税及び地方消費税を含む。）を上限額として、岡山市が負担する事業負担金を提案してください。

令和 8 年度から令和 12 年度まで（5 年間総額） 200,000,000 円

※令和 7 年度については、岡山市からの事業負担金の支出はありません。

イ 本事業の管理運営に伴う必要経費、利用料金等の収入を勘案して、必要な運営期間中の事業負担金総額（5 年間分）を提示してください。併せて年度別の事業負担金額についても提示してください。運営期間中の事業負担金総額（5 年間分）及び年度別事業負担金額については、消費税及び地方消費税を含んだ金額としてください。

ウ 事業負担金は、提案者から提出された事業計画等に基づいて、協定書で定める額とします。年度別の金額については、提示した金額通りの年割とにならない場合があります。また、協定期間の途中で消費税及び地方消費税に係る税制改正があった場合は、必要に応じて変更協定を締結します。

- (5) 自主事業 事業の実施目的を効果的に達成するため、自主事業を行うことができます。なお、実施に要する経費は、事業者の負担となります。また、自主事業の実施にあたっては、事前に岡山市との協議が必要です。

- (6) 収入取扱 ももちゃり事業の利用料金及び上記自主事業の実施により得られた収入は、事業者に帰属するものとします。

(7) 事業負担金支払条件

各年度の事業負担金の支払い額は、協定書で定める額とし、その支払は、四半期ごと（7 月、10 月、1 月、4 月）の分割払いを想定していますが、最終的には協定書により決定します。

3 参加資格

公募に参加する提案者は、以下に示す条件を満たすものとします。

(1) 提案者の資格要件

- ア 法人格を有すること。
- イ 日本国内に本店又は支店又は営業所等を有すること。
- ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び岡山市契約規則（平成元年市規則第 63 号。以下「契約規則」という。）第 2 条第 1 項に掲げる者でないこと。
- エ 参加申込書（様式第 1-1 号又は様式第 1-2 号）の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市指名停止基準に基づく、指名停止又は指名留保期間中ではないこと。
- オ 岡山市税、消費税及び地方消費税、法人税の滞納がない者であること。
- カ 令和 4 年 4 月 1 日以降で、地方公共団体と協定等を締結し、シェアサイクル事業（複数のサイクルポート間で相互に貸出及び返却が可能な自転車貸出事業をいう。）を継続して 1 年以上実施した実績があること。

(2) 共同事業体として提案する場合の資格要件

- ア 全ての構成員が上記(1)アからオの要件に該当すること。
- イ 構成員のうち 1 人以上が上記(1)カの要件に該当すること。
- ウ 本市の対応窓口となり契約等諸手続を行い、事業遂行の責任を負う者を代表事業者とすること。
- エ 各構成員は、本公募に参加する他の提案者、共同事業体の構成員になることはできない。

(3) 参加資格の制限

次に該当する者は、参加資格要件に該当していても本公募の提案者及び共同事業体の構成員となることはできません。

- ア 岡山市コミュニティサイクル事業者選定委員会の委員
- イ 前号の委員が自ら主宰し、又は役員、顧問として実質的に関係する組織（研究室等も含む。）に所属する者

4 日程及び期限

内容	日程・期限
仕様書等の配布	公示日から令和 7 年 7 月 4 日（金曜日）午後 5 時 15 分まで
仕様書等に関する質問受付	令和 7 年 6 月 13 日（金曜日）午後 5 時 15 分まで
応募者説明会	実施しない
仕様書等に関する質問回答	随時
応募書類の提出	令和 7 年 7 月 4 日（金曜日）午後 5 時 15 分まで（必着）
ヒアリングの実施	令和 7 年 7 月 23 日（水曜日）（予定）
審査結果の通知	令和 7 年 8 月上旬（予定）

5 仕様書等の交付方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他＞令和7年度）からダウンロードしてください。

ホームページアドレス：<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-17-0-0-0-0-0.html>

6 仕様書等に関する質問の受付及び回答

仕様書等に関する質問を受け付けます。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問、事業の実施に必要ないと岡山市が判断する質問については受け付けません。

(1) 受付方法

質問は、電子メールのみで受け付けます。メールの件名を「【公募質問】ももちやり事業」とし、質問内容を記載した「質問書（様式第8号）」を添付して、岡山市交通政策課（以下「事務局」という。）へ送付してください。なお、電子メールの誤送信等を防止するため、質問書を送付後に電話により事務局に到着確認を行ってください。

電子メールアドレス：koutsuuseisaku@city.okayama.lg.jp

(2) 回答方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他＞令和7年度）へ掲載します。回答内容は随時更新し、最終更新時には、その旨岡山市ホームページに明記します。

7 応募書類の提出

(1) 提出方法

岡山市都市整備局都市・交通部交通政策課宛に、持参又は郵送により提出してください。

なお、郵送による場合は、「ももちやり事業 事業提案書在中」と朱書きの上、一般書留又は簡易書留郵便のいずれかとします。

(2) 提出書類

仕様書及び本市の施策等を十分に把握した上で、次ページに掲げる書類を提出してください。

表-1 提出書類

提出書類	部数	内容及び注意事項
参加申込書	1	・ 単独事業者の場合は参加申込書（様式第 1-1 号）、共同事業者の場合は、参加申込書（様式第 1-2 号）を提出すること。 ・ 共同事業者の場合は、共同事業者結成届出書（様式第 2-1 号）及び共同事業者協定書（様式 2-2 号）を提出すること。
提案者の概要	1	・ 提案者の概要（様式第 3 号） ※共同事業者については、全ての構成員が提出すること。
商業登記事項証明書 （履歴事項全部証明書）	1	・ 法務局が発行する「履歴事項全部証明書」を提出すること。 ・ 3 か月以内に発行されたものを提出すること。 ※共同事業者については、全ての構成員が提出すること。
暴力団排除に関する誓約書（兼同意書）	1	・ 暴力団排除に関する誓約書（兼同意書）（様式 10 号） ※共同事業者については、全ての構成員が提出すること。

納税証明書（消費税及び地方税、法人税）	1	・ 所轄の税務署が発行する「納税証明書（その3の3）」を提出すること。 ・ 3カ月以内に発行されたものを提出すること。 ※共同事業体については、全ての構成員が提出すること。
納税証明書（岡山市税）	1	・ 岡山市税の納税義務がある場合は、「納税無証明書」を提出すること。 ・ 代表者が岡山市に住民登録をしている場合は、代表者個人の「滞納無証明書」を提出すること。 ・ 3カ月以内に発行されたものを提出すること。 ※共同事業体については、該当する全ての構成員が提出すること。
実績調書	1	・ 実績調書（様式第4号） ・ 地方公共団体との協定書等の写しを添付すること。
財務諸表	1	・ 直近3期分のもの（創業から3年未満の場合は、直近のもの全て）を提出すること。 ・ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表及びキャッシュフロー計算書（キャッシュフロー計算書を未作成の場合は、その旨の申立書）を提出すること。
事業提案書	15	・ 事業提案書（様式第5号）A4版縦形式で表紙をつけて左綴じとし、50ページ以内（ページ下部中央にページ番号を記載）とする。なお、仕様書等に基づき記載し、本文で使用する文字のフォントサイズは、図面や表を除き11ポイント以上とする。
事業提案書（概要版）	15	・ 事業提案の中で、特にアピールしたい内容等を記載した事業提案書の概要版（A4版片面2ページ以内）を提出すること。なお、様式は任意様式とする。
事業負担金額提案書	1	・ 事業負担金額提案書（様式第6号） ・ 収支計画書（様式第7号）

(3) 作成上の注意事項

- ア 条例規則等を含む関係法令を踏まえ、仕様書及び本市の施策等を十分に把握した上で、事業提案書を作成してください。
- イ 本市から提案者に提供する書類については、本公募に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。
- ウ 記載漏れ（連絡先等）がないよう、確認してください。
- エ 提案に際し、写真等の資料を使用する場合は、各提案者において調達し、第三者の著作権その他の権利を侵害しないようにしてください。

(4) 提出上の注意事項

- ア 提出期限までに提出されなかった場合は、いかなる理由でも受け付けません。
- イ 仕様書等に関する質問回答を確認のうえ、提出してください。
- ウ 事業提案書の提出は1事業者につき1提案までとします。なお、共同事業体の構成員は、別に自ら提案者となることはできません。
- エ 応募書類の提出期限後の差し替え、再提出は認めません。ただし、岡山市が必要と認める場合は、追加書類の提出や書類の修正を求める場合があります。また、内容について

の聞き取り等を行う場合があります。

オ 特定された者の提案については、事業の適性化を図るため、内容の変更を行う場合があります。

8 最適提案者の特定方法等

(1) 審査体制

岡山市コミュニティサイクル事業実施条例に基づき、学識経験者等からなる岡山市コミュニティサイクル事業者選定委員会（以下「委員会」という。）で審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を特定します。

(2) 審査方法

【基礎審査】

事務局にて、以下の必須項目をすべて満たしていることを確認します。

ア 「事業負担金額提案書（様式第 6 号）」で提案された事業負担金額（令和 8～12 年度の合計額）が「2 事業の概要(4)ア」に記載する事業負担金の上限額を下回っていること。

イ 「3 参加資格」を満たしていること。

ウ 仕様書の条件を満たしていること。

【内容審査】

ア 委員会は、提出された応募書類により参加資格審査を行ったのち、参加資格が満たされている者について、応募書類及びヒアリングにより事業提案内容の評価を行います。

イ 委員会は、評価基準をもとに 500 点満点で審査し、得点により最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を特定します。

ウ 委員会が、提案内容の一部が仕様書の条件を満たしていないと判断した提案については、上記イにかかわらず、最適提案者としません場合があります。

(3) ヒアリングの実施

ヒアリングは事業提案書及び事業提案書（概要版）による説明及び委員・事務局からの質疑応答により実施するものとし、補完的な資料の提出は認めません。（ヒアリング会場では、プロジェクター等の使用はできません。）

ア 実施日・場所

令和 7 年 7 月 23 日（水）岡山市役所又は近隣施設を予定

詳細については、各提案者に後日連絡するものとします。実施日は変更となる場合があります。

イ 時間配分

概要説明 20 分、委員及び事務局からの質疑 20 分程度を予定しています。

ウ 参加人数

提案者につき 3 人以内とし、事業計画書における運営体制に記載した総括責任者は原則として出席することとします。なお、電話及びビデオ通話等による遠隔での参加は認めません。

エ 留意事項

委員への質問はできません。

(4) 評価基準

評価基準は、別添「評価基準」のとおりです。

(5) 提案者の失格

協定締結の相手方として決定するまでに提案者が、次のいずれかに該当する場合には失格とします。

- ①「3 参加資格」を満たさなくなった場合
- ②提出された応募書類に虚偽又は不備があった場合
- ③会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ④提案者に滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売、破産等の手続きが開始された場合
- ⑤提案者の代表者、役員又は従業員の行為が、法令、条例、協定等に違反し、又は違反するおそれがあると認められる場合
- ⑥提案者が個別に委員会の委員と接触を持つなど、審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑦提案者がヒアリングに出席しない場合
- ⑧その他委員会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

(6) 特定結果の通知および公表

ア 結果の通知

審査結果は各提案者に書面により通知します。

イ 結果の公表

本市は最適提案者の名称の公表を行うものとします。なお、共同事業体の場合は構成員の名称の公表を行うものとします。また、採点結果については、提案者全員の点数を公表します。

なお、提案者は提出書類を提出した日から、最適提案者等の決定について本市が公表する日までの間、本公募に参加した事実、提案内容等本事業に係る全ての事項について、提案者が自ら公表することを禁止します。

ウ 結果についてのお問い合わせ

審査結果については、自ら又は他の提案者に関わらず、経過や内容についての問い合わせには一切応じません。

(7) 事業スケジュール(予定)

令和7年8月上旬ごろ	最適提案者を特定
令和7年8月上旬ごろから9月下旬ごろまで	協定内容の調整
令和7年9月下旬ごろ	協定締結
令和7年9月下旬ごろから令和8年3月まで	事業実施準備
令和8年4月から	事業開始

9 協定締結手続等

- (1) 最適提案者は、公募を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、協定を締結するまでは契約関係は生じません。
- (2) 委員会で特定された最適提案者と協議し提案内容を反映した仕様書を調整の上、協定を締結するものとします。
- (3) 協定締結にあたっては、本市が指定する書類を提出するものとします。
- (4) 最適提案者と協議が整わない場合、又は最適提案者が協定を締結するまでの間に、8(5)失

格条件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議するものとします。

- (5) 岡山市議会において、本事業に係る予算の議決が得られないとき、又はその予算の執行の承認が得られないときは、協定を締結しません。なお、その場合の提案者における損害については、本市は一切負担しないものとします。

10 その他留意事項

- (1) 提出書類を提出後に辞退する場合は、「参加辞退届（様式第9号）」を提出してください。ただし、参加辞退届の提出期限は、ヒアリング審査前日の17時までとします。
- (2) 提出書類の作成及び提出に関する費用は、すべて提案者の負担とします。
- (3) 提出書類の返却は行いません。
- (4) 提出書類に虚偽の記載を行った場合、当該提出書類を無効とするとともに、提案者に対しては指名停止を行うことがあります。
- (5) 提出書類の著作権は、提案者に帰属し、原則、審査以外には使用しません。ただし、岡山市は、本要項に基づいて提出される書類の内容を無償で利用できるものとし、その全部又は一部を公表することがあります。
- (6) 提出書類は、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となります。ただし、提案書特定期間中は、同条例第5条第4号イの規定により、開示の対象としません。
- (7) 本公募において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とします。
- (8) その他、本要項、仕様書等に記載のない事項については、岡山市契約規則、岡山市コミュニティサイクル事業実施条例に定めるところによります。

【提出先・問い合わせ先(事務局)】

岡山市都市整備局都市・交通部

交通政策課（岡山市役所本庁舎6階）

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

電話：(086)803-1375

FAX：(086)234-0435

電子メール：koutsuuseisaku@city.okayama.lg.jp